

◎横須賀市自殺対策計画策定について

【保健所健康づくり課】

1 経緯

平成28年に自殺対策基本法が改正され、「都道府県自殺対策計画」及び「市町村自殺対策計画」の策定が義務付けられました。また、平成29年7月に「(改定)自殺総合対策大綱」が閣議決定され、11月に国から「市町村自殺対策計画策定の手引」が示されました。

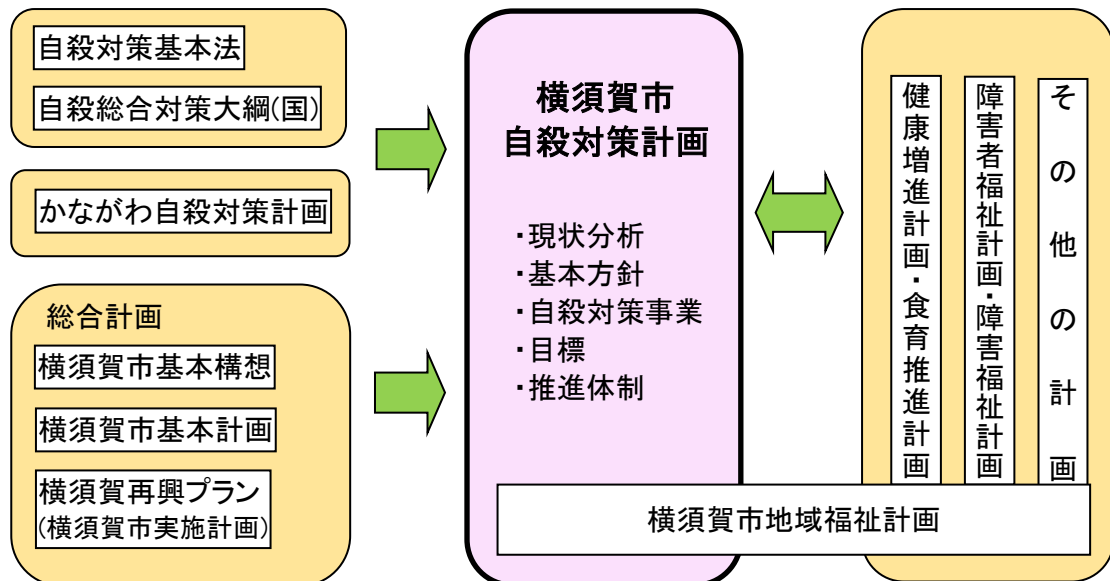
本市では、平成18年に自殺対策基本法の制定により「自殺対策連絡会」を組織して自殺対策を推進していますが、平成30年度末までに自殺対策計画を策定するために、平成29年4月に「横須賀市自殺対策計画策定委員会条例」を制定し、検討を開始しています。

2 計画期間

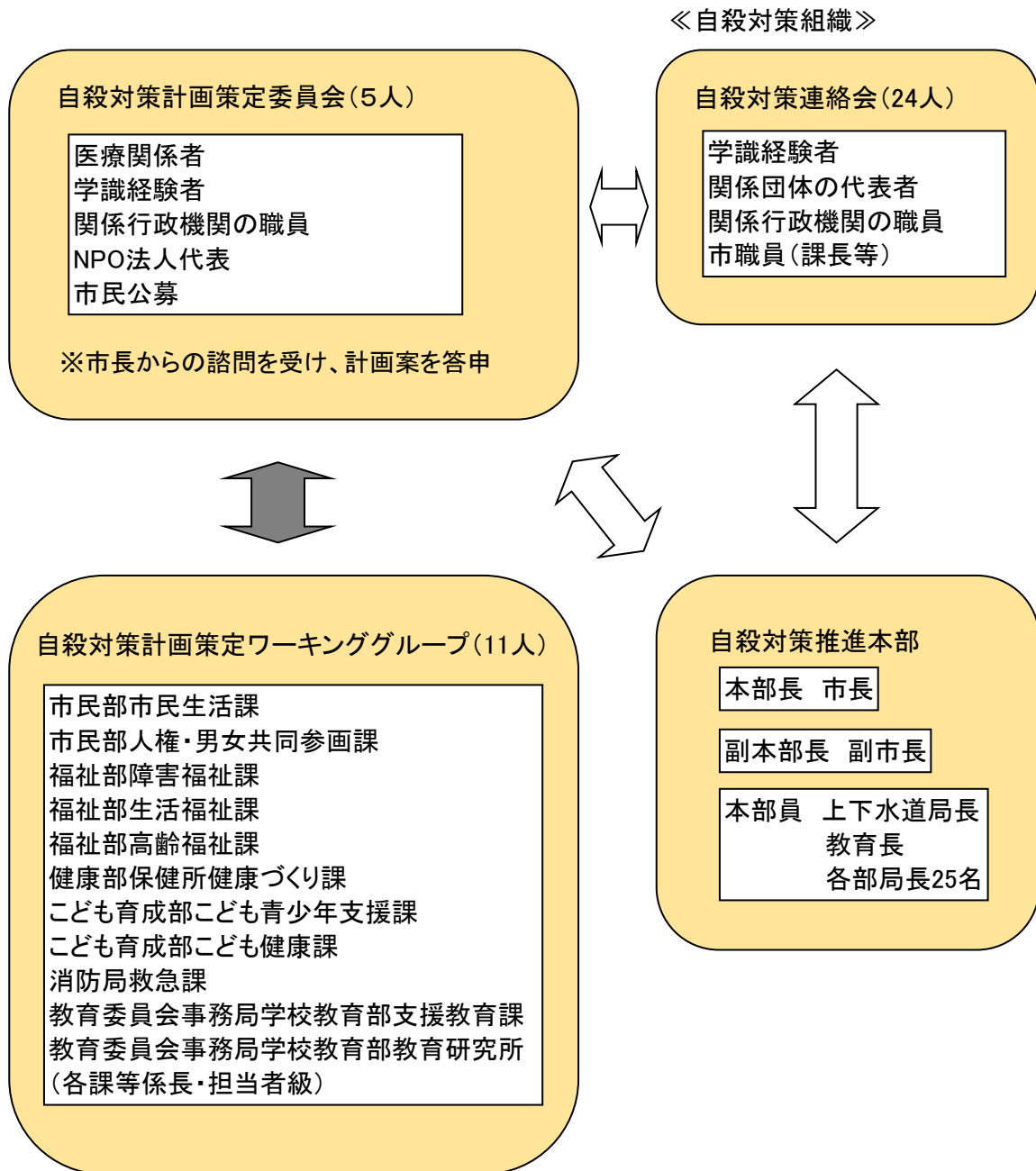
平成31年度(2019年度)から平成35年度(2023年度)までの5年間

3 位置付け

県内全市町村を対象区域とする「かながわ自殺対策計画」並びに市の総合計画である「横須賀再興プラン」など本市総合計画及び本市関連計画との整合性を図ります。



4 策定体制



5 策定スケジュール

【平成29年度】

4月	自殺対策計画策定委員会条例施行	
10月	第1回自殺対策計画策定ワーキンググループ 第1回自殺対策計画策定委員会	自殺対策連絡会
12月	第2回自殺対策計画策定ワーキンググループ	
1月		自殺対策連絡会
2月	第2回自殺対策計画策定委員会 市民意識調査実施	

【平成30年度】

4月	市民意識調査集計	
5月	事業棚卸庁内説明会	
6月	6月定例議会において一般報告 第3回自殺対策計画策定ワーキンググループ	
7月	第3回自殺対策計画策定委員会	自殺対策連絡会
8月		自殺対策推進本部
9月	9月定例議会において一般報告 第4回自殺対策計画策定ワーキンググループ	
10月	第4回自殺対策計画策定委員会	
11月		自殺対策推進本部
12月	パブリック・コメント手続き実施	
1月	第5回自殺対策計画策定ワーキンググループ 第5回自殺対策計画策定委員会	自殺対策連絡会
2月	計画策定	自殺対策推進本部
3月	3月定例議会において一般報告	

自殺対策基本法(抄)

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。